

Q&A集

平成30年10月30日

	カテゴリ	質問事項	回答
1	教育職員検定 (別表第3～8)	平成28年度に免許法施行規則の一部が改正された際、施行規則第18条の5に規定する教育委員会で定める単位の修得方法についてモデルケースを示していただいたが、今回も同様に各別表ごとのモデルケースを示していただけるか。	別表3～8については、単位の修得方法に大きな改正はないので、モデルケースを示す考えはない。
2	教育職員検定 (別表第3～8)	平成29年11月17日「29文科初第1113号」にて通知のありました教育職員免許法施行規則及び免許状更新講習規則の一部を改正する省令の公布について（通知）において「2改正の要点」の「（6）イ 経過措置」の・2つ目に『旧課程において修得した教職に関する科目又は教職に関する科目に準ずる科目の単位のうち、附則第3項の表に基づき新課程を有する大学が適当であると認めるものは新課程において修得した科目の単位とみなすことができる。指定教員養成機関・免許法認定講習・免許法認定公開講座…（以下省略）についても同様。（附則3項）』とあるが、これは「大学」のみに限らず「教育委員会」が開設した免許法認定講習にも運用できると解してよろしいか。 〔具体例〕 現行法の教育職員免許法施行規則第6条備考4に、免許法別表1に規定する幼・小・中・高の教職に関する科目「各教科の指導法」に関する規定が記されている。平成31年改正法には現行法に規定されていない記載→第三条備考二「学校教育法施行規則第五十二条に規定する小学校学習指導要領に掲げる事項に即し、育成を目指す資質及び能力を育むための主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善に資する内容並びに包括的な内容を含むものとする。」がある。免許法認定講習では検定（別表3以下）による免許取得を促すものではあるが、その科目の内容は授与（別表1）に規定されている内容に準ずるものと解したときに、認定講習の単位も新法施行後は内容を充足した単位でなければならないと思われる。 千葉県委員会免許法認定講習の受講者の多くは複数年履修して免許申請するものが多く、免許法改正をまたいで受講者が多くいることが予想される。そのとき本年度認定を受けた講座の単位が次年度以降（新法下で）新法の内容に合致した単位であれば読み替え可能であるのか。 もしそうであるならば、本年度の認定申請提出書類、様式第3号：開設科目の概要、様式第5号：講師の氏名、所要職歴及び担当授業科目等に新法の内容を充足するような記載がなければならないのか。またその内容の指導経歴を満たす認定講習講師の選出が必要になるのか。ご質問させていただきたい。 〔当方の考え〕 本年度の認定申請提出書類「（様式第3号）開設科目の概要、（様式第5号）講師の氏名、所要職歴及び担当授業科目等」に新法の内容を充足するような記載があり、またその内容の指導経歴を満たす講師を充てるのであれば本年度認定を受けた講座の単位は、平成31年度以降も新法の内容に合致した単位としての読み替え可能。平成31年度以降に免許申請を行った場合に、新法の内容を充足しない単位については内容不十分となり、改めて新法の内容を含んだ科目の履修が必要。 ※平成30年度の「千葉県教育委員会免許法認定講習」は5月初旬の認定申請、5月下旬に認定申請許可を受け、6月より受講者の決定、7月～8月・12月に講習を行う予定。（4／27 メールにて質問済）	【質問4、6、7、11と同旨】 教育職員免許法施行規則平成29年改正規則（以下「平成29年改正規則」という。）附則第5項に規定するとおり、免許法認定講習、免許法認定公開講座又は免許法認定通信教育（以下「免許法認定講習等」という。）の開設者が適当であると認める場合、旧法別表第3備考第6号に掲げる免許法認定講習等において修得した単位を、新法別表第3備考第6号に掲げる免許法認定講習等において修得した単位とみなすことができる。 経過措置としての性格に鑑み、この科目の読替えについては弾力的に行っていただきたい。旧法下での免許法認定講習等の認定申請書類の科目の概要や講師の経歴に新法の内容が明示的に含まれていることまで求めるものではない。

3	教育職員検定 (別表第3～8)	平成29年11月17日付け「29文科初第1113号」教育職員免許法施行規則及び免許状更新講習規則の一部を改正する省令の公布について（通知）のP21、免許法施行規則第十一条備考三では 〔備考三〕 幼稚園、小学校、中学校又は高等学校の教諭の一種免許状の授与を受けようとする者が大学に三年以上在学し、かつ、九十三単位以上を修得したもの又は大学に二年以上及び大学の専攻科に一年以上在学し、かつ、九十三単位以上を修得したものであるときは、その者は、次に掲げる免許状の授与を受ける場合に、この表の当該一種免許状の項の第三欄に掲げる最低修得単位数のうち、第二欄に掲げる科目の単位数を修得したものとみなして、この表を適用する。 〔細分〕 イ 幼稚園教諭の一種免許状 領域に関する専門的事項に関する科目二単位及び保育内容の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等八単位を含めて二十単位 ロ 小学校教諭の一種免許状 教科に関する専門的事項に関する科目二単位及び各教科の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等八単位を含めて二十単位 ハ 中学校教諭の一種免許状 教科に関する専門的事項に関する科目四単位及び各教科の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等六単位を含めて二十単位 ニ 高等学校教諭の一種免許状 教科に関する専門的事項に関する科目五単位及び各教科の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等五単位を含めて二十単位 備考三に『第二欄に掲げる科目の単位数を修得したものとみなして』とありますが『次のイからロに掲げる科目の単位数を修得したものとみなして』という理解でよろしいか。 (補足) 小学校教諭免許状（一種免許状）の第二欄に掲げる単位数は合計三十単位。一方、（細分）ロに示されている単位数は表記の単位を含めて二十単位。第二欄に掲げる単位数を修得したとみなすとは、三十単位を修得したとみなすのか。または備考三の「次に掲げる免許状の授与を受ける場合に、この表の当該一種免許状の項の第三欄に掲げる最低修得単位数のうち、第二欄に掲げる科目の単位数を修得したものとみなして、この表を適用する」という条文に、修得したとみなす単位の適用まで意味として含んでおり、20単位を修得したとみなすのか。（現行法と照らすと、20単位とは理解しておりますが）ご教授願います。（6/8 メールにて質問済）	御見解のとおり、当該条文の意味するところは、「第二欄に掲げる科目の『イ～ロに定める』単位数を修得したものとみなして、」という趣旨である。
4	教育職員検定 (別表第3～8)	「教育公務員特例法等の一部を改正する法律等に関する質問回答集」のNo. 25において、「旧課程の科目を新課程の科目に読み替えることができるのは、新課程の認定を受けている大学だけである。」との回答が示されている。本県では免許法認定講習を例年実施しているが、31年度以降新課程で認定講習を実施する場合、No. 25と同様に、30年度までに実施した科目については、本県が新課程の科目に読み替えてよろしいか。	【質問2と同旨】 平成29年改正規則附則第5項に規定するとおり、免許法認定講習等の開設者が適当であると認める場合、旧法別表第3備考第6号に掲げる免許法認定講習等において修得した単位を、新法別表第3備考第6号に掲げる免許法認定講習等において修得した単位とみなすことができる。
5	教育職員検定 (別表第3～8)	「教育公務員特例法等の一部を改正する法律等に関する質問回答集」のNo. 50において、「平成31年4月以降に別表第3～8により免許状申請を行う場合は、新法により所要資格を満たす必要がある」との回答が示されているが、平成31年3月31日までに所要資格を満たした場合についても新法適用となるのか。	【質問13と同旨】 お見込みのとおり。別表第1、第2、第2の2については、教育職員免許法平成28年改正法（以下「平成28年改正法」という。）附則第5条及び第6条に規定する経過措置により、新法施行後も旧法による授与が可能な場合が定められている。 別表第3～第8による授与の場合、経過措置は定められていないため、新法施行後は新法により所要資格を満たす必要がある。 ただし、旧法下で履修した科目を、新法の科目に読み替えることができる（平成29年改正規則附則第2項～第5項）。

6	教育職員検定 (別表第3～8)	改正省令附則2項～4項では今回の改正による経過措置が定められており、都道府県教育委員会が実施する認定講習も読み替えの対象となっている。附則2（「3」の誤記と思われる。）項では第三欄に該当する科目を第二欄に該当する科目へ読み替えできることが具体的に示されているが、附則2項及び3（「4」の誤記と思われる。）項では読み替えのメルクマールになるものがないか。	【質問2、7と同旨】 経過措置としての性格に鑑み、科目の読み替えについては弾力的に行っていただきたい。
7	教育職員検定 (別表第3～8)	別表第3～第8による免許状授与申請について、在職年数、単位等所要資格をすでに平成31年3月31日までに満たしている場合でも、平成31年4月1日以降に申請を行う場合は、新旧の単位の読み替えを行い、新法により授与を行うようになるのか。また、数年かけて計画的に単位取得を行っている申請者も多く、読み替えにより県規則に定める単位に不足があった場合、混乱を招く恐れがある。県規則にて経過措置等設けることは可能か。	【質問2、6と同旨】 前段について、お見込みのとおり。 後段について、お考えの経過措置がどういったものか分かりかねるが、法令を超える経過措置を設けることはできない。 ただし、平成29年改正規則附則第5項に規定するとおり、免許法認定講習等の開設者が適当であると認める場合、旧法別表第3備考第6号に掲げる免許法認定講習等において修得した単位を、新法別表第3備考第6号に掲げる免許法認定講習等において修得した単位とみなすことができる。その際、経過措置としての性格に鑑み、科目の読み替えについては弾力的に行っていただきたい。
8	教育職員検定 (別表第3～8)	改正後の施行規則では、教職に関する科目に含まれる事項として「特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解」及び「総合的な学習の時間の指導法」が新設されたが、当該事項は改正後の施行規則第11条（別表第3関連）中の「各教科の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等」に必ず含まなければならないか（当該事項の修得がなければ免許状を授与できないか）。	【質問回答集No. 31、52参照】
9	教育職員検定 (別表第3～8)	改正後の施行規則第11条（別表第3関連）第1項表備考第1号及び同規則第13条表備考（各科目の単位の修得方法は、それぞれ第2条から第5条までに定める修得方法の例にならうものとする。）に基づき各都道府県が定める単位の修得方法において、改正後の施行規則で新設された事項（「特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解」等）を必ず含んで修得するよう規定しなければならないか。	【質問回答集No. 52参照】
10	教育職員検定 (別表第3～8)	必要単位を平成31年3月までに修得し終え、平成31年4月に別表第3を根拠に教員免許状の授与申請を行う者の実務成績証明年度が平成30年度の場合、単位は改正施行規則附則により新旧の単位を読み替え、所要資格取得年度は平成30年度の取扱とすればよろしいか。	お見込みのとおり、別表第3による平成31年4月の授与申請であれば、新法により所要資格を満たす必要がある。所要資格取得年度は、実務証明年度及び単位修得年度から判断される。
11	教育職員検定 (別表第3～8)	平成31年度以降の検定(6条別表第3～8)の申請者の単位の取り扱いについて(改正法の内容のみだと、新法施行後から、検定の申請者は全て新法の適用になり、取得しないといけない単位の内訳が異なってしまう。平成30年度に単位や基礎資格を満たしていて、申請が平成31年度になってしまった申請者のうち、単位の読み替え後に不足単位が発生した者は単位の再取得を必ず行わないといけないのか、授与と同様に、旧法適用という形式で免許の申請が可能とみなすのか)	【質問2、4、6、7と同旨】 質問回答集No.50のとおり、平成31年4月1日の新法施行後に別表第3～第8により免許状の授与申請を行う場合、新法により所要資格を満たす必要がある。 その際、大学の旧課程における修得単位や旧法による免許法認定講習等での修得単位を新課程を有する大学や免許法認定講習等の開設者が新法による科目に弾力的に読み替えることが可能である。

12	教育職員検定 (別表第3～8)	(教育職員免許法施行規則附則第5項関係) ・免許法認定講習開設者については、新旧の単位の読替えが可能とされています。これは、開設している科目以外の科目(附則第2項から第4項に記載の科目)も読替えが可能ということでしょうか。 ・上記が可能な場合 平成31年4月以降に免許法別表第3～別表第8により免許状申請が提出され、審査をする場合、附則第2項～第5項を適用し、旧法で記載されている学力に関する証明書の単位を授与権者(免許法認定講習開設者)が読替えて審査してよいのでしょうか。もしくは、新法が適用されるため、新法で記載されている学力に関する証明書でなければいけないのでしょうか。 ※ 上記、質問事項に対し、回答の根拠もお示しくさせていただきますようお願いいたします。	平成29年改正規則附則第5項において、「前3項に規定する新課程を有する大学には、…新法別表第3備考第6号に掲げる講習、公開講座若しくは通信教育の開設者を含むものとする。この場合において、…『旧課程』とあるのは、『…』と、『新課程に』とあるのは、『…』とする。」と規定しており、免許法認定講習の開設者として読替えが可能なのは、免許法認定講習の単位である。この場合、現に開設していない科目も含めて読替えが可能である。【質問49参照】 これに対し、免許法認定講習の開設者は、大学等の、認定を受けた教職課程において修得された単位を読み替えることはできない。 後段の、学力に関する証明書に関するお尋ねについては、質問52参照。
13	経過措置の適用	法改正前に免許状の授与に必要な単位を取得したが、免許状の授与申請を平成31年度に行った場合は現行の施行規則を適用して対応するという理解で良いか。	【質問5と同旨】 別表第1、第2、第2の2による授与の場合は、お見込みのとおり(平成30年5月18日付け事務連絡「『教育公務員特例法等の一部を改正する法律等に関する質問回答集』について」(以下「質問回答集」という。)No.14参照)。 別表第3～第8による授与の場合、平成31年4月1日以降に授与申請を行う場合、新法により所要資格を満たす必要がある(質問回答集No.50参照)。 ただし、旧法下で履修した科目を、新法の科目に読み替えることができる(平成29年改正規則附則第2項～第5項)。
14	経過措置の適用	検定において、単位の修得は終わっており、実務経験が31年度以降で満たされる場合、若しくは、実務経験で教育実習を現行法でいうと他の教職に関する科目で替えるケースの場合の授与において、単位については修得済みで同様の場合、平成30年度までに単位・学位が修得できていれば改正施行規則附則により旧法(検定においては新旧単位の読み替え)で授与ができるのか、それとも新法で単位を修得し直す必要が生じるのか。 このような場合は、平成30年度までに所要資格を満たしていないため、大学等が認めず単位の読み替えが出来ない場合は、新法にて再履修と考えるがいかか。	①「検定において、単位の修得は終わっており、実務経験が31年度以降で満たされる場合」すなわち、教育職員検定による授与の場合に、在職年数を要件として含む場合(別表第3、5、6、6の2、7、8)、 また、 ②「実務経験で教育実習を現行法でいうと他の教職に関する科目で替えるケースの場合の授与において、単位については修得済みで同様の場合」すなわち、別表第1、2において、教育実習又は養護実習の単位を、「保育内容の指導法に関する科目」「各教科の指導法に関する科目」「教諭の教育の基礎的理解に関する科目等」「養護教諭・栄養教諭の教育の基礎的理解に関する科目等」等をもって替える場合、 のいずれの場合も、平成31年4月1日まで(新法施行前までに)旧法による必要単位数を修得していたとしても、必要な在職年数を満たすまでは所要資格を得たことにならない。所要資格を満たして免許状の授与を受けるのが平成31年4月1日以降(新法施行後)となる場合は、新法により所要資格を

			満たす必要がある。 この場合、大学の旧課程における修得単位や旧法による免許法認定講習等での修得単位を、新課程を有する大学や免許法認定講習等の開設者が新法による科目に読み替えることも可能である。なお、読み替えた上でなお不足する単位があれば、改めて修得する必要がある。
15	経過措置の適用	平成30年度中に大学に在学を開始し、旧課程で履修を始めた者が、31年度中に教育実習以外の単位を満たして卒業したのち、32年度に教育実習の振替に必要な実務経験年数を満たした場合、経過措置を適用して旧法で免許状を授与できるか。	事例の場合、施行時（平成31年4月1日）に在学はしているが、卒業までに所要資格を満たしていないため、平成28年改正法附則第5条の経過措置の適用を受ける者とならない。
16	経過措置の適用	平成30年5月18日付け「教育公務員特例法等の一部を改正する法律等に関する質問回答集」No9において、施行日までに科目履修生としての身分を有していれば、その後科目履修し、単位修得、免許申請する場合も旧法が適用されると読み取れる。この場合、施行日までに科目履修生としての身分を有していれば、施行日までに単位修得ができなかったとしても旧法適用となるという解釈でよろしいか。（実際に大学側から照会がありました）	施行日までに科目等履修生としての身分を有していれば、平成28年改正法附則第5条の適用対象となりうるが、同条に規定されているとおり、卒業まで（科目等履修生の場合、科目等履修生としての在籍が終了するまで）に所要資格を満たさなかった場合は、旧法による教員免許状の授与はできない。
17	経過措置の適用	平成30年5月18日「教育公務員特例法等の一部を改正する法律等に関する質問回答集」について（事務連絡）（以下「質問回答集」という。）において、2番の回答については平成31年4月1日0時00分時点で科目等履修生の身分を有しないから新法適用、9番（12番）の回答については平成31年4月1日0時00分時点で科目等履修生の身分を有するから旧法適用という理解で良いか。	お見込みのとおり。
18	経過措置の適用	質問回答集において、2番の回答では4月1日からの科目等履修生を新法適用としているが、免許事務ハンドブックP242上段4の回答にある平成10年改正法附則第6項の取扱い（旧法又は新法いずれも適用できる）とは異なり、今回は一律に新法適用ということではよろしいか。	お見込みのとおり。
19	経過措置の適用	質問回答集において、9番（12番）の科目等履修生は旧法適用と判断されているが、在籍期間が平成30年4月1日～平成32年3月31日と年度が引き続く、平成30年4月1日～平成31年3月31日、平成31年4月1日～平成32年3月31日のように、年度ごとに途切れる大学においても同様の取扱いとしてよろしいか。同様の取扱いとする場合、平成31年3月31日に大学を卒業して平成31年4月1日から科目等履修生となる者についても同様の取扱いとなるのか。（免許事務ハンドブックP242上段4の回答にある平成10年改正法附則第6項の取扱いでは「卒業から科目等履修登録までの間が、事務手続きの上やむを得ず約1ヶ月間が空く場合も含めて、旧法又は新法いずれも適用できる。」とされている。）	施行の際現に大学に在籍している者に該当しない場合は、経過措置を適用できない。 したがって、事例の場合、仮に当該大学において在籍期間が平成31年3月31日で切れるという扱いにしている場合には、経過措置の適用を受けないため、新法適用となる。
20	経過措置の適用	施行の際、現に大学に在籍しているかどうかで適用するのが新法か旧法かを判断するが、「在籍」とは学位課程への在籍のみということではよろしいか。本県の大学では、大学院に通いながら大学の教育学部の教職課程で履修し、教員免許状を取得するプログラムを設けているが、このプログラム自体は学位を認めるものではないため、平成30年度に在籍している者でも、申請が31年度であれば新法適用となるか。	【質問回答集No. 10参照】

21	経過措置の適用	1 点目は、5月18日付事務連絡の質問回答集のNo.9に関連する事項で科目履修生の新法経過措置の考え方を6月29日付で3点質問させていただいたのですが回答いただければと思います。（簡略版を本シートに記載しました） <No.9> 質問 施行の際、科目等履修生として履修している者が、所要資格を得て、免許状の申請を行う場合は新法と旧法のいずれが適用されるのか。 回答 平成31年4月1日までに教職課程を有する大学の学科等の科目等履修生としての身分を有し、平成31年4月1日以降も引き続き教職課程の科目を履修する場合においては、施行の際に現に大学に在学しているものとして旧法適用となる。 1 <引き続きの解釈> この回答の引き続きの部分は、平成31年3月31日まで科目等履修生で在籍し、引き続き4月1日からも科目履修生として継続するということか（A）、それとも学則上等、在籍が3月末日までなかったとしても、同じ学部学科に平成31年4月1日以降も在籍するのであれば、数日の間があったとしても、引き続きとみなすことができる（B）のか、（A）と（B）どちらの解釈になるでしょうか？ 教員免許ハンドブック（第一法規 法令・解説編）（以下ハンドブック）241P下段イで、12年3月31日科目等履修期間が修了する者について、12年4月1日以降も引き続き科目等履修生として単位を履修する場合、旧法適用でよい。また旧法適用でよいとした場合、12年3月31日から間をおかず、引き続き4月1日から科目等履修生として在籍する必要があるか。？ に対する解説では、「間をおかず」とは学部卒業年度と科目等履修登録が連続している場合、あるいはこれに準ずる場合を含む。これに準ずる場合として想定しているのは、学部卒業後科目等履修登録までの間に事務手続き上のやむを得ない事情により約1か月までの期間が生じてしまう場合などである、とあり、この解釈は平成28年改正法でも適用されるのでしょうか。適用されるなら（B）も旧法適用になるということでしょうか？ 2 <科目等履修が複数年継続する場合> 2 点目は、ハンドブック243P上段の解説では、さらに一つの科目履修が修了し、間をおかずに、次の科目等履修生が修了するまでの間は継続した状態にあるものとみなす。この場合は旧法を適用できる。とあります。 この考え方は平成28年改正法でも適用されるのでしょうか。つまり科目等履修生在籍が30年度、31年度、32年度と継続する場合も旧法を適用できると考えてよろしいのでしょうか？ 3 <科目等履修を異なる大学で継続> 3 点目は、ハンドブック244P下段後半部分 なお、在学形態の継続の指標を間をおかずを目安とした場合、科目等履修生としての身分が継続していれば、異なる大学、学部であってもよいという解釈でよろしいか？に対する解説は、見解のとおりとありますが、この考え方は平成28年改正法でも適用されるのでしょうか？	1について この場合の「引き続き」については、平成31年3月31日で科目等履修生としての在籍が切れる場合を含まない。すなわち、質問回答集No.1のとおり、「施行の際現に」大学に在籍しているとは、当該学生が平成31年4月1日（0時0分）時点で大学に在籍している場合であり、平成31年度入学者は、新法施行時（平成31年4月1日0時0分）には大学等に在籍しておらず、科目等履修生としての在籍も同様である。 2について 平成28年改正法附則第5条の経過措置は、「施行の際現に」大学に在学（科目等履修生としての在籍を含む。）している者が、「卒業するまでは」旧法により所要資格を満たすことで教員免許状を授与できるとしたものであり、仮に「施行の際現に」科目等履修生として在籍している者であっても、卒業（科目等履修生としての在籍が切れる）までに所要資格を満たさなかった場合、経過措置は適用されない。この場合、間を置かずに新たに科目等履修生としての身分を得た場合であっても、一度科目等履修生としての在籍が切れる場合は、（それまでに所要資格を満たさなければ）経過措置は適用されない。 ただし、科目等履修生として（切れ目なく継続した）複数年の在籍がある場合、その在籍が切れるまでに所要資格を満たした場合は、経過措置が適用される。 3について 2のとおり。
----	---------	--	---

22	経過措置の適用	栄養士の免許申請を個人でさせている大学の生徒は、栄養士の免許が平成31年4月に授与される場合があるが、この者は、平成31年3月31日までに学士の学位を有し、別表第2の2（栄養教諭普通免許状）における最低単位数を全て修得した者であっても、新法適用となるのか。	平成28年改正法附則第5条の適用に関しては、経過措置としての性格に鑑みて、経過措置の適用を受ける者については、「学位課程又は科目等履修生の学修を修了するまでに栄養士の免許を受ける要件を備えたこと」を確認できる場合には、栄養教諭免許状申請時に実際に栄養士の免許を受ける前であっても、所要資格を得たものとして取り扱って差し支えない。 なお、「栄養士の免許を受ける要件を備えたこと」の確認に当たっては、 ・栄養士の免許を取得見込みであることの証明書（栄養士養成課程において発行したもの（様式任意。）若しくは栄養士免許を申請中の都道府県窓口において発行されたもの（「栄養士免許取得（見込）照合書」等）を想定。写しでも可。） ・栄養士の免許の申請書の写し 等を提出させることが考えられる。
23	経過措置の適用	施行日以前から大学に在学し、管理栄養士養成施設の課程を修了した上で平成32年3月31日に大学を卒業した者が、平成32年4月1日に栄養士の免許を授与された場合、別表第2の2（栄養教諭普通免許状）の所要資格を卒業までに満たさなかったということで新法適用となるのか。新法適用ならば、追加で単位を取得する必要が生じるので、新卒者を栄養教諭に採用できないこととなる。	【質問22参照】
24	別表第1、2、2の2	別表第1での中学校及び高等学校の教科に関する専門的事項については、必ずしも「中学校 専修・一種：20単位 二種：10単位」、「高等学校 専修・一種：20単位」以上を修得する必要はないと解してよい。 例. 「中学校一種 教科に関する専門的事項：16単位 各教科の指導法（情報機器及び教材の活用を含む）：12単位」	【質問回答集No.36参照】 平成29年改正規則第4条第1項の表備考第6号において、第2欄「教科及び教科の指導法に関する科目」についての修得単位数を定めており、御指摘の例のような修得方法も可能である。
25	別表第1、2、2の2	施行規則第2条第1項表備考13号により、保育内容の指導法に関する科目の半数まで充てられる小学校の各教科の指導法の単位には、今回の改正で新たに加わる外国語の教科の単位を含むことができるか。	できる。
26	別表第1、2、2の2	教育職員免許法施行規則第2条 表 備考8 後段 「この場合において、教育実習に他の学校の教諭の普通免許状の授与を受ける場合のそれぞれの科目の単位をもってあてることができない。」のとおり、「学校体験活動の単位を含める場合は、他の学校種の教育実習の単位をあてることができない」という解釈でよいと思うが、複数の学校種の免許状授与を受けようとする場合、これまで以上に、該当学校種での教育実習の単位修得が必要になると考えてよいのか？	前段はお見込みのとおり。 後段について、御質問の趣旨が判然としないが、例えば、小・中の免許状取得を希望する場合、小学校での学校体験活動による2単位を教育実習の単位に含めることとした場合、小学校教諭免許状取得に当たっては、小学校教諭養成課程の教育実習の3単位を修得することが必要であり、かつ、中学校教諭免許状取得に当たって、小学校教諭養成課程の教育実習の3単位を流用する場合は、中学校教諭養成課程の教育実習の2単位を修得することが必要である。

27	別表第1、2、2の2	教育職員免許法施行規則第2条 表 備考12 後段 「小学校の教諭の普通免許状の授与を受ける場合の単位をもってあてることができる（次条第1項の表の場合においても同様とする。）。」のうち「次条第1項」は小学校教諭の普通免許状に関する内容であるので、「同様とする」ということは、「幼稚園の教諭の普通免許状の授与を受ける場合の単位をもってあてることができる」という解釈でよいか？	【質問29後段と同旨】 お見込みのとおり。（改正前の教育職員免許法施行規則第6条の表備考第14号と同様。）
28	別表第1、2、2の2	H30年度4年生が教育実習のみ未修得で卒業し、4月から科目等履修生で免許状取得を目指す場合です。今までですと教育実習のみを追加修得すれば免許状授与となっていました。新法適用により新たな科目、実際には特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解、総合的な学習の時間の指導法が必要となります。 ただ、該当大学の開講年次の関係で、「特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解」は2年生配当科目のため平成32年度開講、「総合的な学習の時間の指導法」は4年生配当のため平成34年度開講となるようで、平成31年度はこれらの2講座の開講がないそうです。そこでこの2科目については31年度に開講する他大学の通信教育課程で修得させる予定だそうです。 そこで、修得後は、該当大学の学力証明と通信課程大学の学力証明をあわせて申請し免許状が授与されるという考え方でよろしいでしょうか。また、新法という新たな科目はこの2科目でよいのかご教示をお願いします。	前段についてはお見込みのとおり。 後段については、旧課程で修得した科目の単位を新課程の科目に読み替えた上で、足りない科目を追加で履修する必要がある。なお、各教科の指導法の最低修得単位数が規定されたことに伴い、それが不足する場合には追加で履修する必要があるが、このことも含め、旧課程での履修状況によってそれぞれ状況が異なるため、追加の履修が必要な科目は一概には言えない。
29	別表第1、2、2の2	（教育職員免許法施行規則第2条第1項表備考2号関係） 「保育内容の指導法」について、5領域を含む必要はなく、少なくとも教職課程コアカリキュラムの内容を満たしていることが必要とされています。 教育職員免許授与に係る審査の観点から、どのような点に注意をして審査をしたらよいでしょうか。（コアカリキュラムの内容を満たしているかは、「学力に関する証明書」の確認欄のみの確認でよいでしょうか。）	コアカリキュラムは、教職課程編成のための参照指針であり、免許状授与の可否に関する判断に際しては、コアカリキュラムを満たしているかどうかは対象にならない。

30	別表第1、2、2の2	単位流用について・・・施行規則第2条第1項の表備考11号で「教育の基礎的理解に関する科目」、「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導教育相談等に関する科目」、「教育実習」、「教職実践演習」についてそれぞれ流用可能単位数が定められているが、第12号においても「教育課程の意義及び編成の方法(カリキュラムマネジメントを含む。）」、「教育の方法及び技術(情報機器及び教材の活用を含む。）」の科目についても流用可能となっている。第11号において流用した単位数に加え、第12号をもってさらに単位を流用することができるということによいか。(例えば「教育の基礎的理解に関する科目」を8単位流用し、さらに「教育課程の意義及び編成の方法」を2単位流用する。合計10単位の流用。) また、施行規則第2条第1項の表備考12号において、最後の記述に「次条第一項の表の場合においても同様とする。」とあるが、これについては小学校教諭免許状の所要の単位を幼稚園教諭免許状の単位を流用して構成する場合について、幼稚園教諭免許状の単位の「教育課程の意義及び編成の方法(カリキュラムマネジメントを含む。）」並びに「教育の方法及び技術(情報機器及び教材の活用を含む。）」の単位を2単位若しくは1単位流用することができるという解釈でよろしいか。	前段について、「教育課程の意義及び編成の方法に関する科目」及び「教育の方法及び技術に関する科目」については、第12号により、小学校の教諭の普通免許状の授与を受ける場合の単位のみ流用可能である。 したがって、第11号については、第3欄「教育の基礎的理解に関する科目」は、「教育課程の意義及び編成の方法(カリキュラム・マネジメントを含む。）」を除く事項から8単位まで、第4欄「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目」は、「教育の方法及び技術(情報機器及び教材の活用を含む。）」を除く事項から2単位まで、小学校、中学校又は高等学校の教諭の普通免許状の授与を受ける場合のそれぞれの科目の単位をもってあてることができる。 例えば、教育の基礎的理解に関する科目について、第11号により、「教育課程の意義及び編成の方法(カリキュラム・マネジメントを含む。）」を除く事項について8単位流用し、更に、第12号により、「教育課程の意義及び編成の方法(カリキュラム・マネジメントを含む。）」について小学校教諭普通免許状授与の際の科目の単位から2単位流用し、合計10単位流用することができる。 後段については、お見込みのとおり。
31	別表第1、2、2の2	・施行規則第2条第1項備考11に基づく流用と備考12に基づく流用の重複は可能ですか。(小一種所持者が幼一種を取得する場合、備考11に基づき教育の基礎的理解に関する科目を8単位流用し、さらに備考12に基づき教育課程の意義及び編成の方法(カリキュラム・マネジメントを含む。)の部分について2単位流用して、教育の基礎的理解に関する科目を10単位修得済とすることはできますか。)	【質問30参照】
32	別表第1、2、2の2	(教育職員免許法施行規則第2条第1項表備考8号、9号及び11号関係) 「教育実習に学校体験活動を含んだ場合には、他の学校種の免許状取得における教育実習の単位(単位の流用)を認めない。(平成30年5月18日付け教育公務員特例法等の一部を改正する法律等に関する質問回答集(No.40))」とされています。 教育実習に学校体験活動を含んだ場合、残りの単位について、施行規則第2条第1項表備考9号の適用は可能でしょうか。	可能である。
33	別表第1、2、2の2	・施行規則第2条第1項備考11に基づき教育の基礎的理解に関する科目の単位を流用する場合、教育課程の意義及び編成の方法(カリキュラム・マネジメントを含む。)の部分については、備考12の反対解釈により、中学校及び高等学校の単位は流用できないのでしょうか。(中一種所持者が幼一種を取得する場合において施行規則第2条第1項備考11に基づき教育の基礎的理解に関する科目について8単位流用した場合、残りの2単位は教育課程の意義及び編成の方法(カリキュラム・マネジメントを含む。)の部分を含んで修得する必要がありますか。)	【質問30参照】 お見込みのとおり、事例の場合、「教育課程の意義及び編成の方法に関する科目」については、小学校の教諭の普通免許状の授与を受ける場合の単位からのみ流用できる(中学校及び高等学校の教諭の普通免許状の授与を受ける場合の単位は流用できない)。 また、教育の基礎的理解に関する科目について8単位流用した場合、残りの2単位は修得していない事項について修得しなければならないため、「教育課程の意義及び編成の方法(カリキュラム・マネジメントを含む。）」の事項について修得しておらず、流用することもできない場合、当該事項について修得する必要がある。

34	別表第1、2、2の2	・道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目の単位を流用する場合、教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）の部分についてもNo. 33と同様ですか。	【質問33参照】
35	その他 (平成29年改正規則)	別表第1・3・4・5・8における「教科に関する専門的事項」について一般的包括的内容を含んで修得しなければならない場合について、現行法の取扱いから変わるものがあるか。	御質問の趣旨が判然としないが、一般的包括的内容の取扱いについての変更はない。
36	その他 (平成29年改正規則)	養護教諭及び栄養教諭普通免許状の授与において、単位を流用（「養護→栄養」及び「栄養→養護」）する場合、科目によっては、流用できる単位数が最低修得単位数を超えているが、超えた分は「大学が独自に設定する科目」に充てられる、ということによろしいか。	お見込みのとおり。
37	その他 (平成29年改正規則)	質問回答集のNo.56について「新法適用の教職課程を有さなくなる大学は、学生の不利益にならないよう、新法適用の教職課程を有する大学と協議していただきたい」とありますが具体的にどういことでしょうか。	旧課程において修得した単位は、新課程を有する大学でしか読替えができないことを踏まえ、平成28年改正法の施行に際して教職課程認定の申請を行わず、新法適用の教職課程を有さなくなる大学は、卒業生等から求めがあった際に、読替え可能な大学と調整を行うなど、旧課程に在学していた学生の不利益にならないよう配慮願いたい、という趣旨である。
38	その他	小学校教諭普通免許状の授与において、単位差を利用して一種免許状を取得する場合、第二欄中、「各教科の指導法（情報機器及び機材の活用を含む。）」については、二種取得時に修得していない科目の指導法を履修することによろしいか。	小2種免を取得する際に修得していない教科の指導法に関する科目の単位を修得することが望ましい。
39	その他	別表第7で、特別支援1種免許状（知肢病）所持者が特別支援2種免許状を申請し、第二欄で視知の資格を満たしていても、授与できるのは視のみということによろしいか。	お見込みのとおり。 平成20年11月12日付け20文科初第913号別紙にて通知しているとおり、教員免許更新制の導入に伴い、教諭の1種免許状を有する者に対して、学校種及び教科又は特別支援教育領域が同一の2種免許状の授与は行わないこととする取扱いをお願いしたい。
40	その他	（教育職員免許法施行規則第18条の2 表備考第4号関係） 受けようとする免許状が中学校教諭2種免許状の場合、表下欄の学校として「ハ 義務教育学校」、「ホ 中等教育学校」とあるため、例えば義務教育学校の小学部、及び中等教育学校の高等部における在職年数も、良好な成績で勤務した旨の実務証明責任者の証明があれば、この表を適用できますでしょうか。	お見込みのとおり。
41	その他	（教育職員免許法附則第18項関係） 平成32年3月31日に最低在職年数を満たす者の教育職員免許申請及び授与については、どのように行ったらよいでしょうか。	平成28年度教員免許事務担当者説明会において、教育職員免許法附則第19項（平成31年4月1日以降は附則第18項。以下「幼保特例」という。）について、平成32年3月31日に実務経験3年を満たす者も対象であり、授与見込みの状態で事前に仮免許状を授与する案を説明したところ。 なお、現在、子ども・子育て会議において、子ども・子育て支援新制度全体について認定こども園法に定められた施行後5年経過時の見直しについて議論しているところであり、現在、幼保特例についても、有識者から延長を希望する意見をいただいているところ。 今後の具体的な方策については、本会議での議論も踏まえて、追ってお知らせすることとさせていただきたい。

42	その他	（教育職員免許法附則第１８項関係） 文部科学省のホームページ内に、附則第１８項関係（幼稚園教諭の普通免許状に係る所要資格の期限付き特例）の記載（必要単位等を含む。）があります。 免許法等の改正にあわせて、附則第１８項関係のページについて改訂の予定はありますか。また、予定がある場合は、いつ頃を予定していますか。	平成29年改正規則の施行に伴い、幼保特例について、修得することを必要とする単位の科目に変更があるため、ホームページ改訂を予定している。時期は未定だが、混乱を生じないように留意する。
43	教育職員検定 (別表第3～8)	①【質問１４】について、回答からは、「所要資格を満たすのが平成31年４月１日以降であるため新法適用となる」と読み取れるが、検定の場合は、所要資格をいつ満たしたかは関係なく（平成31年３月31日までに所要資格を満たしていたとしても）、平成31年４月１日以降の申請であれば、新法適用となるという認識でよいか。 ②また、平成31年３月中に申請して授与が４月になった場合はどうか。	① お見込みのとおり。 ② 申請時点の法律で御判断いただくことになる（平成31年３月中の申請であれば、旧法適用となる。）。
44	教育職員検定 (別表第3～8)	別表第３～第８において、新法と旧法の適用は、申請時点、受理時点、授与時点のいずれの時点において判断すべきか。	申請時点の法律で御判断いただくことになる。
45	教育職員検定 (別表第3～8)	別表第３で、最低在職年数を超える在職年数があることにより、修得すべき単位数が軽減される者について、その者が修得すべき単位の修得方法については、都道府県教育委員会規則で定めることとされている（平成29年改正規則第14条）が、複数年かけて免許取得を目指して来た者にとって、施行のタイミングを境に突然修得すべき単位の内容が変わる可能性もあり、そうした者の救済措置は設けられないか。	別表第３に関しては、科目の名称は変更したものの、改正前と比較して修得単位数に変更はなく科目の区分も細分化していない。教育委員会規則においても、旧法下で単位を取得した者が不当に不利益を受けないよう、御配慮いただきたい。
46	経過措置の適用	①平成29年改正規則附則第７項は、別表第３により幼稚園教諭免許状を上進する際にも適用できるか。 ②できる場合、新法の趣旨（幼稚園教諭免許状取得に当たっては、小学校の教科に関する専門的事項ではなく、幼稚園の領域に関する専門的事項の単位を修得させること）に反することにならないか。 ③また、読替えについて、小学校の教科に関する科目と幼稚園の領域に関する専門的事項については、必ずしも内容が一致しないと思われるが、新課程を有する大学において読み替えることができず、結果的に不利益を被る者が出てくるのではないか。	① この省令の施行の日の前に幼稚園教諭の普通免許状の授与の所要資格を得させるための課程として文部科学大臣により認定された課程（旧別表第１備考第３号の規定により文部科学大臣の指定を受けた教員養成機関を含む。）、すなわち教職課程認定を受けた大学の課程又は指定教員養成機関に平成34年度までに入学し、引き続き在学する学生については、改正省令附則第７項の適用がある。 ② 大学の教職課程及び指定教員養成機関が、領域に関する専門的事項に移行するために一定の時間を要することを考慮して、経過措置として規定しているものであり、新法の趣旨に反するものではない。 ③ 改正省令附則第２項により、旧法の認定課程において修得した教科に関する科目は、新法による認定課程を有する大学が適当であると認めるものは、新課程において修得した領域に関する専門的事項に関する科目とみなすことができる。この読替えは、経過措置としての性格を踏まえ、弾力的に行うように大学に周知している。

47	科目の読替え	旧法の教職課程や免許法認定講習等で教科に関する科目を修得した際に「一般的包括的な内容」を満たしていた場合であっても、新法の科目に読み替えた際に満たさなくなることはあるのか。読み替える大学等の裁量次第か。	科目の読替えができるのは、附則第2項から第5項に規定する主体が適当と認めるものである。なお、一般的包括的内容の科目の取扱いに関しては、改正前後で変更ない。また、読み替えは、経過措置としての性格を踏まえ、弾力的に行うように大学等に周知している。
48	科目の読替え	旧課程の単位の新課程への読替えについて、大学は新課程を有する大学のみが読み替えられる（教職課程を取り下げるなどして、新課程を有さない大学は読み替えられない）が、都道府県教育委員会の場合、新法に読み替える科目を免許法認定講習として実際に開設していなければ、旧法による免許法認定講習の単位を読み替えることはできないのか。	新法に読み替える科目を免許法認定講習として実際に開設していない場合であっても、免許法認定講習の開設者として旧法による免許法認定講習の単位を読み替えることは可能である。
49	科目の読替え	別表第3で幼稚園の免許を授与する場合に、領域に関する専門的事項に関する科目と変わったが、新法で扱うということになった場合、例えば今年度までに認定講習で小学校の国語等を取れば、それは機械的に読み替えて大丈夫なのか。	平成29年改正規則附則第5項に基づき、旧法の小学校の教科に関する科目に係る免許法認定講習の単位を新法の幼稚園の領域に関する専門的事項に係る免許法認定講習の単位に読み替えることは可能である。 個別の免許法認定講習の単位の読替えについては、開設者として弾力的に御判断いただきたい。
50	科目の読替え	過去に受講した免許法認定講習等の単位を読み替える場合は、どれくらい古いものまで使えるのか。 例を挙げると、特別支援学校教諭免許状取得に係る免許法認定講習については、目安として、平成以降のものを使用するよう、過去に問合せをした際に回答いただいているようであるが、今回も同様と考えて良いか。負担減の考え方は分かるが、資質の担保の観点からは問題ないのかと思うこともある。	一般論として具体的な期間を示すことはできないが、必要な事項が含まれていない科目については、使用することができない。
51	科目の読替え ・ 学力に関する証明書	【質問12と同旨】 平成31年4月以降に教育職員検定により授与申請する場合には、新法により所要資格を満たす必要があるが、申請の際には新法に読み替えた学力に関する証明書が必要か。 別3～8の場合、複数年かけて単位を修得していく者が多く、免許法認定講習の開設者としては、これまでに出した旧法下での証明書をすべて新法に読み替えて出し直すことは、実務上非常に難しい。読替えにあたって新法の証明書を必ずしも発行しなくて良い（免許法認定講習等の開設者として判断する）ことを可としてもらえるとありがたい。	免許状の授与に際し、免許法認定講習の開設者として都道府県教育委員会が、旧法下での学力に関する証明書に基づいて新法の単位に読替えを行うことが可能であれば、新法に読み替えた学力に関する証明書を提出させることは要しない。 大学が開設した認定講習の単位など、旧法下での学力に関する証明書に基づいて新法の単位に読替えを行うことが都道府県教育委員会において困難である場合には、必要に応じ、新法に読み替えた学力に関する証明書を求めることも可能である。
52	学力に関する証明書	学力に関する証明書について、当該免許法認定講習が「新法の内容を満たしている」「旧法の内容である」旨を備考欄等に記載すべきか。	学力に関する証明書の証明日付から当該免許法認定講習等の適用法令は明らかであるため、従前のとおり、学力に関する証明書には、適用法令の記載を義務づける予定はない。
53	学力に関する証明書	平成29年改正規則第2条第1項の表備考第8号に、学校体験活動の単位を教育実習の単位に含めた場合、他の学校種の教育実習の単位を流用することができないとあるが、学力に関する証明書上、記載されている学校体験活動の単位が教育実習の単位に含めたものなのか、大学が独自に設定する科目として履修したものなのか、明らかに判別できるようになっているか。	学校体験活動の単位を、平成29年改正規則第2条～第5条第1項の表第5欄の教育実習の単位数に含む場合には、その旨を学力に関する証明書の備考欄に記載する。

54	学力に関する証明書	4月1日以降にしか、新法についての学力に関する証明書は出せないとのことであるが、4月1日から科目等履修生で新法の講座を受けたいという方の不足単位を足すためには、3月に相談に来る時点で、読み替えた証明書を持ってきてもらわないと分からない。大学側に3月時点で出してほしいと考えている。	学力に関する証明書は、正式なものとしては平成31年4月1日以降でなければ出せない。 ただし、平成30年5月18日付け質問回答集No. 54のとおり、再課程認定の認定前であっても、大学において不足単位の確認をするための書類を作成し、履修指導を行うことは可能である。
55	別表第1、2、2の2	別表第1、2、2の2による授与の際、旧法適用か新法適用かを判別しなければならない。学力に関する証明書の日付で判断するべきか。	学力に関する証明書に記載された在学期間から御判断いただくことになる。
56	別表第1、2、2の2	別表第1、2、2の2により免許状を取得しようとする場合に、実務経験を使用する際、教職課程に在学しながら勤務経験を積んでいる者の所要資格を得た日はいつと考えるのが適切か。 例えば、施行の際現に在学している者で、その在学関係が平成32年3月31日に切れる場合、一方で勤務経験としては、最低限必要な年数を超えて、平成32年5月31日に雇用関係が切れる場合、免許更新制導入以後の解釈では、（所要資格を得て10年後の年度末が有効期間の満了の日となるため、）申請者にとって不利益とならないよう勤務期間の最後の年数を見て所要資格を満たした年度と考えるが、この事例の場合、平成32年5月31日に合わせてしまうと、卒業するまでに所要資格を満たしたことになるらず、新法適用となってしまうと思うが、その解釈で良いか。 若しくは、在学期間を超える年数の実務証明が出てきた際の、どの期間を実務振替の期間とするかは、申請者が選択できるということで問題ないか（新法適用になっても有効期間の満了日が長くなるようにするか、有効期間の満了日が短くなって旧法適用にするか。）。 （特に、私学等において、高等学校の免許状しか持たない者が、高等学校で教えながら中学校の免許状を取得する例が非常に多い。）	平成28年改正法附則第5条の適用に関しては、経過措置としての性格に鑑みて、設例の場合、平成32年3月31日に所要資格を満たしたとして取り扱うことも可能である。なお、申請者が所要資格を得た日として平成32年5月31日を選択することもこれまでのとおり可能であり、この場合には平成28年改正法附則第5条の適用は受けない。
57	その他 （幼保特例）	別表第1により所要資格を得るために修得した単位について、幼保特例においても単位の流用ができると過去に通知において周知されているが、別表第3～第8についても同様に流用できると考えて良いか。	お尋ねの通知は、平成28年10月7日付け28文科初第780号「教育職員免許法施行規則附則第8項第2号イ及びロに掲げるものに準ずる施設として文部科学大臣が定める施設の一部を改正する告示の公布及び施行について（通知）」別紙「4. 本特例で使用可能な単位について（施行規則附則第9項及び第10項関係）」のことであると思われる。 本通知の記載はあくまで「本特例で使用可能な単位」についてのものであり、別表第3～第8については該当しない。
58	その他 （幼保特例）	幼保特例について、今のところ、平成32年3月31日までとなっている。特例の延長の検討状況はどうか。	第37回子ども・子育て会議（平成30年10月9日）及び第102回中央教育審議会初等中等教育分科会教員養成部会（平成30年10月16日）において、「幼保連携型認定こども園における保育教諭の幼稚園免許状及び保育士資格取得の特例」について、5年間延長する方向性が了承された。 今後、関連の法案を国会に提出予定である。
59	その他 （幼保特例）	幼保特例の延長の動きについて、単純に延長（特例期間が10年になる）なのか、一度5年間の特例が終わり、また新たに5年間が始まるのか。	制度の詳細はこれから検討されるが、新たな特例を創設するのではなく、既存の特例を平成36年度末まで延長する方針が了承されている。